

第6章

騒音の状況

1. 道路交通騒音調査

通過車両による騒音が環境へ及ぼす影響を把握するため、騒音規制法に基づく市内における自動車騒音常時監視調査を実施した。道路沿線にて実施した騒音調査結果に基づき道路の状況及び道路沿線の周辺家屋への影響把握のため、面的評価（※）を行った調査結果は次のとおりである。

今年度における調査対象道路を、一般国道2号、一般国道250号及び県道坂越御崎加里屋線とし、道路沿線における24時間騒音測定を行った。評価については、評価対象区間における道路に面する区域に立地している住居等（評価対象範囲は原則として道路端から50mの範囲）を対象に自動車騒音の面的評価を行った。

※面的評価

面的評価とは、幹線を担う道路(国道、県道、4車線以上の市道)を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベル(LAeq)を推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するもの。

1) 調査対象道路（3区間）

対象道路	車線数	評価延長 (km)	評価区間	
			(始点)	(終点)
一般国道2号	2	2.5	相生市境	有年原交差点
一般国道250号	2	3.8	相生市境	坂越橋西
県道坂越御崎加里屋線	2	3.0	市道接続	東沖交差点

2) 環境基準の達成状況（全体）

	昼夜ともに基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (2,690戸)	2,599	96.6	60	2.2	0	0.0	31	1.2
近接空間 ※1 (992戸)	952	96.0	23	2.3	0	0.0	17	1.7
非近接空間 (1,698戸)	1,647	97.0	37	2.2	0	0.0	14	0.8

※1 近接空間：2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路の場合、道路端からの距離が15mの範囲の空間。

3) 環境基準の達成状況 (路線別)

(1) 昼夜とも基準値以下の戸数と割合

	面的評価結果 (全体)			面的評価結果 (近接空間)			面的評価結果 (非近接空間)		
	合計 戸数	基準以 下戸数	割合(%)	合計 戸数	基準以 下戸数	割合(%)	合計 戸数	基準以 下戸数	割合(%)
一般国道2号	75	36	48.0	22	3	13.6	53	33	62.3
一般国道250号	72	72	100	18	18	100	54	54	100
県道坂越御崎加里屋線	384	384	100	152	152	100	232	232	100

(2) 昼夜とも基準値超過の戸数と割合

	面的評価結果 (全体)			面的評価結果 (近接空間)			面的評価結果 (非近接空間)		
	合計 戸数	基準超 過戸数	割合(%)	合計 戸数	基準超 過戸数	割合(%)	合計 戸数	基準超 過戸数	割合(%)
一般国道2号	75	18	24.0	22	12	54.5	53	6	11.3
一般国道250号	72	0	0	18	0	0	54	0	0
県道坂越御崎加里屋線	384	0	0	152	0	0	232	0	0